

# 平成 23 年度 税制改正大綱（閣議決定）における要望実現項目

平成 22 年 12 月

（社）日本医師会

[重点項目 P]は、「平成 23 年度医療に関する税制改正要望 重点項目」に掲載された P 番号

## 一 制度の存続

- (1) ・ 社会保険診療報酬に対する事業税非課税。  
・ 医療法人の自由診療分の事業税については、特別法人としての軽減税率。  
(事業税)

[重点項目 P. 2]

- ・ 事業税における社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置及び医療法人に対する軽減税率については、平成 22 年度の議論を踏まえつつ、地域医療を確保するために必要な措置について、来年 1 年間真摯に議論し、結論を得ます。

【税制改正大綱 114 頁 記載】

(参考) 社会保険診療報酬に係る所得以外の医業所得（自由診療分）の課税

個人：事業主控除（290 万円）を差引後の所得に対して標準税率（5%）による課税

法人：事業税の標準税率（地方法人特別税との合算税率（\* 1））

区 分	普通法人	特別法人（医療法人）（* 2）
所得 400 万円以下の金額	4.887%	4.887%
所得 400 万円超 800 万円以下の金額	7.24%	6.516%
所得 800 万円超の金額	9.593%	6.516%

\* 1 地方法人特別税との合算税率は、都道府県や法人の状況により異なる場合がある。

\* 2 特別法人：農協、消費者生活協同組合、労働金庫、医療法人、信用金庫等

- (2) いわゆる四段階制（社会保険診療報酬の所得計算の特例措置）。  
(所得税・法人税)

[重点項目 P. 1 2]

- ・ 特例措置の存続が認められたもの。
- ・ 個人の白色申告者に記帳が義務化される（\*）ことに伴い、以下の点について今後検討を行う。
  - ① 必要経費を概算で控除する租税特別措置のあり方
  - ② 正しい記帳を行わない者の必要経費の控除のあり方
  - ③ 白色申告者の記帳水準が向上した場合における現行の専従者控除について、その専従の実態等を踏まえた見直しのあり方

【税制改正大綱 111 頁 記載】

\*個人の白色申告者については、現行、「確定申告を行った所得 300 万円超の白色申告者」には記帳義務・記録保存義務が課されていますが、それ以外の者についても、平成 25 年 1 月から、「確定申告を行った所得 300 万円超の白色申告者」と同程度の記帳義務・記録保存義務を課することとします。

【税制改正大綱 34-35 頁 記載】

(参考) 社会保険診療収入が 5,000 万円以下の場合の所得計算の特例措置

( 社会保険診療報酬の金額 )	( 概算経費率 )
2,500 万円以下の金額	72%
2,500 万円超 3,000 万円以下の金額	70%
3,000 万円超 4,000 万円以下の金額	62%
4,000 万円超 5,000 万円以下の金額	57%

## 二 適用期限の延長等

### (1) 医療用機器に係る特別償却制度の適用期限延長。

(所得税・法人税)

[重点項目 P. 7]

- ・ 医療用機器等の特別償却制度について、次のとおり見直しを行った上、その適用期限を2年延長します(所得税についても同様とします)。
  - イ 高度・先進医療の提供に資する医療用機器に係る措置について、対象機器の範囲から心電図及び顕微鏡を除外し、特別償却率を12%(現行14%)に引き下げます。
  - ロ 医療の安全の確保に資する医療用機器に係る措置について、対象機器の範囲から、生体情報モニタ連動ナースコール制御機、注射薬自動払出機、医療情報読取照合装置及び特殊寝台を除外し、特別償却率を16%(現行20%)に引き下げます。
  - ハ 新型インフルエンザ対策に資する医療用機器に係る措置(中略)を除外します。

【税制改正大綱 90 頁 記載】

(参考) 医療用機器に係る特別償却制度(現行)

(1) 医療用機器(注1)の特別償却率	
① ②以外の医療用機器	14%
② 医療の安全確保に資する医療用機器(注2)	20%
③ 新型インフルエンザに係る医療を提供する医療用機器(注3)	20%
(2) 適用対象となる取得価額	500万円以上
(3) 特別控除制度	なし

(注1)

- ・医療用の機械及び装置並びに器具及び備品のうち、高度な医療の提供に資するものとして厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定するもの
- ・薬事法第2条第5項に規定する高度管理医療機器、同条第6項に規定する管理医療機器又は同条第7項に規定する一般医療機器で、これらの規定により厚生労働大臣が指定した日の翌日から2年を経過していないもの

(注2)

＜対象機器＞シリンジポンプ、人工呼吸器、自動錠剤分包機、注射薬自動払出機、患者誤認防止のバーコードシステム、特殊寝台(低床タイプ)、分娩監視装置、生体情報モニター等・ナーズコール連動システム、調剤監査システム(散剤・水剤)

(注3)

＜対象機器＞簡易陰圧装置

**(2) エネルギー需給構造改革推進投資促進税制を廃止し、  
環境関連投資促進税制を創設。**

**(所得税・法人税)**

[重点項目P. 10]

- ・エネルギー需給構造改革投資促進税制は、適用期限の到来をもって廃止することとされた。  
【税制改正大綱 89 頁 記載】

・(環境投資促進税制)

青色申告書を提出する法人が、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間に、エネルギー起源CO<sub>2</sub> 排出削減又は再生可能エネルギー導入拡大に相当程度の効果が見込まれる設備等の取得等をして、これを1年以内に国内にある事業の用に供した場合には、取得価額の30%の特別償却(中小企業者等については、取得価額の7%の税額控除との選択適用)ができる措置を講じます。ただし、税額控除額については当期の法人税額の20%を限度とし、控除限度超過額については1年間の繰越しができることとします(所得税についても同様とします。)

【税制改正大綱 86 項 記載】

(参考) エネルギー需給構造改革投資促進税制(現行)

1. エネルギー需給構造改革推進設備等の投資を促進するための特別償却については初年度全額償却可又は、税額控除(7%)。ただし、税額控除の適用は中小企業者等に限定される。
2. 対象設備(抜粋)
  - (1) エネルギー有効利用付加設備等：高効率ボイラー、高度省エネルギー窓装置、高効率照

明装置など

- (2) 電気・ガス需要平準化設備：蓄熱式空調・給湯装置、深夜電力利用型蓄熱式暖房装置など
- (3) 新エネルギー利用設備等：太陽光発電設備など

### 三 制度の改善

- (1)・法人税率を30%から25.5%へ引き下げ。
    - ・中小法人等の年800万円以下の所得に対する軽減税率を3年間の措置として18%から15%へ引き下げ（本則税率を22%から19%に引き下げ）。
- (法人税)

[意見P. 18] (※)

- ・法人税の税率を次のとおり引き下げ、法人の平成23年4月1日以後に開始する事業年度について適用します。

	現行		改正案	
		年800万円以下		年800万円以下
普通法人	30%	—	25.5%	—
中小法人	30%	22% (18%)	25.5%	19% (15%)
公益法人等、協同組合等(単体)及び特定医療法人(単体)	22%	(18%)	19%	(15%)
協同組合等(連結)及び特定医療法人(連結)	23%	(19%)	20%	(16%)
特定の協同組合等の特例税率(年10億円超)	26%		22%	

(注1) 中小法人

- ・資本金の額又は出資金の額が1億円以下である普通法人（持分の定めのある医療法人を含む）
- ・資本又は出資を有しない普通法人（持ち分の定めのない医療法人を含む）
- ・公益社団法人等
- ・非営利性が徹底された一般社団法人等
- ・人格のない社団等

(注2) 公益法人等

- ・社会医療法人
- ・社会福祉法人
- ・学校法人
- ・宗教法人
- ・特例民法法人等

(注3) 協同組合等

- ・生活衛生協同組合
- ・消費生活協同組合等

(注4) 「現行」欄のカッコ内は、租税特別措置法により平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に終了する事業年度に適用されています。

(注5) 「改正案」欄のカッコ内は、租税特別措置法により平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する事業年度に適用します。なお、中小法人、公益法人等、協同組合等及び特定の医療法人の平成23年4月1日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度については、経過措置として現行の租税特別措置法による税率を適用します。

【税制改正大綱 79-80 頁 記載 (一部説明追加)】

※ [意見P] は、「平成23年度医療に関する税制に対する意見」に掲載されたP番号

## (2) 公益社団法人等の寄附についての所得税額の特別控除創設。

(所得税)

[重点項目P. 14]

- ・個人が、各年において支出した公益社団法人、公益財団法人、学校法人、社会福祉法人又は更生保護法人（現行の寄附金控除（所得控除）の対象となっている法人に限ります。）のうち、次に掲げる要件を満たすもの（以下「税額控除対象法人」といいます。）に対する寄附金（総所得金額等の40%相当額を限度）で、その寄附金の額が2,000円を超える場合には、所得控除との選択により、その超える金額の40%相当額（所得税額の25%相当額を限度）をその者のその年分の所得税額から控除します。

イ 認定NPO法人の認定要件であるパブリック・サポート・テスト（\*1）と同様の要件

ロ 認定NPO法人の認定要件と同程度の情報公開に関する要件

（注1）税額控除限度額（所得税額の25%相当額）、控除対象寄附金額（総所得金額等の40%相当額）及び控除適用下限額（2,000円）は、（中略）（\*2）に準じた方法で判定します。

（注2）個人が、その年分の寄附金につき、上記の税額控除の適用を受けようとするときは、当該寄附金の明細書及び次の書類を確定申告書に添付し、又は確定申告書の提出の際提示しなければならないこととします。

- ① 当該寄附金を受領した旨、当該寄附金が当該法人の主たる目的である業務に関連する寄附金である旨、当該寄附金の額及びその受領した年月日を証する書類
  - ② 所轄庁の当該法人が税額控除対象法人であることを証する書類の写し
- (注3) 上記の改正は、平成23年分以後の所得税について適用します。

**\*1 パブリック・サポート・テスト**

現行は、総収入に占める寄附金等の割合が5分の1以上。

なお、今回の大綱で、緩和の方向で次のような見直しをするとされている。

パブリック・サポート・テストの要件について、現行の判定方式との選択制で、絶対数により判定する方式を導入します。絶対数の具体的水準については、「各事業年度中の寄附金の額が3,000円以上である寄附者の数(※)の実績判定期間内の合計数が年平均100人以上であること」とします。

※ 寄附者の数は、寄附者本人と生計を一にする者を含めて一人として判定し、その役員である寄附者を除きます。なお、寄附者が不明な寄附金は対象外とします。

- \*2 (認定NPO法人の) 税額控除限度額(所得税額の25%相当額)**は、公益社団法人等寄附金税額控除と合わせて判定します(政党等寄附金税額控除の税額控除限度額は別枠で判定します。)。控除対象寄附金額(総所得金額等の40%相当額)及び控除適用下限額(2,000円)は、現行の寄附金控除(所得控除)並びに政党等寄附金税額控除及び公益社団法人等寄附金税額控除の寄附金と合わせて判定します。

**【税制改正大綱 101-102 頁 記載(一部説明追加)】**

- ・なお、認定NPO法人以外の法人への寄附に係る税額控除については、制度導入後、どの程度の数の法人が税額控除の対象となっているかの実績を検証し、必要に応じて、各法人の特性を踏まえた要件等の見直しを検討します。

**【税制改正大綱 23-24 頁 記載】**

以上